

(写)

開訓発 0125 第 13 号
令和 5 年 1 月 25 日

各都道府県等人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室長
（ 公 印 省 略 ）地域職業能力開発促進協議会を活用した地域におけるリス
キングの推進に関する事業の取扱いについて

地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）につきまし
ては、令和 4 年 10 月から都道府県及び都道府県労働局により開催いただき感謝
申し上げます。

先般、総務省から「令和 5 年度地方財政対策の概要」において、「地域にお
けるリスキングの推進に関する地方財政措置の創設」が公表されるとともに、令
和 5 年 1 月 23 日付け「令和 5 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項
について」（【別紙 1】参照）により、各地方公共団体の財政担当部局等あてに事
務連絡が送付されたところです。

これを踏まえ、地域におけるリスキングの推進に関する事業については、下
記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適
切に対処されるようお願いいたします。

また、本事業は、市町村も対象となりますので、都道府県におかれましては、
管内の市町村に対して周知いただくとともに、必要に応じて、事業を実施する管
内の市町村とも連携の上、地域協議会の運営等をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1
項の規定に基づく技術的助言であり、総務省自治財政局と事前に協議済みであ
ることを申し添えます。

記

1 地域におけるリスキングの推進に関する地方財政措置について

(1) 対象事業

地域職業訓練実施計画に位置付けられる地方単独事業として実施される、
地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・
グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する「①経営者等の

意識改革・理解促進」、「②リスクリングの推進サポート等」及び「③従業員の理解促進・リスクリング支援等」の事業が対象（【別紙2】参照）となっている。

地域職業訓練実施計画に位置付ける事業については、各地方公共団体の財政担当部局と十分調整すること。

（2）対象事業例

①経営者等の意識改革・理解促進

経営者向けセミナー開催、産学官のリスクリング協議会の設置・運営、経済団体等のリスクリング支援に関する理解促進等

②リスクリングの推進サポート等

専門家・アドバイザー派遣による企業のリスクリング計画策定支援、相談窓口によるワンストップ支援、地域の支援人材不足解消のためのリスクリング推進人材育成等

③従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

従業員向けセミナー開催、従業員向け短期講座開催、資格試験経費助成等

2 地域職業訓練実施計画に関する留意事項について

（1）地域職業訓練実施計画への記載内容

地域職業訓練実施計画を策定する際に、地域におけるリスクリングの推進に関する事業（以下「地域リスクリング推進事業」という。）を当該計画に位置付ける場合には、令和5年1月25日付け開訓発0125第11号「地域職業訓練実施計画の策定について」の別添1で示した様式の「5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等」において、地域リスクリング推進事業について記載するとともに、地域リスクリング推進事業の一覧（下記【参考】参照。以下「事業一覧」という。）を作成すること。

なお、地域職業訓練実施計画の策定時点では、当該計画本文において、例えば、地域リスクリング推進事業の全体方針、主要事業等を記載した上で、別途、事業一覧を地域協議会に報告することについて記載するなど、事業一覧が地域職業訓練実施計画に位置付けられているものであることを明確にすることも差し支えないこと。

その場合は、地域職業訓練実施計画策定の後に開催する地域協議会において、都道府県が事業一覧として、市町村分も含めて別紙で取りまとめ、別途地域協議会（※）に報告すること（※事業実施年度に入って開催する地域協議会での報告でも差し支えないこと。）。

また、市町村が実施する事業については、都道府県が各市町村（指定都市

を含む。)と連絡調整を行い、地域職業訓練実施計画に位置付ける事業をとりまとめ、地域協議会へ報告すること。

【参考】地域リスクリング推進事業一覧の記載項目例

- ①事業実施地方公共団体名
- ②事業名
- ③事業概要（事業費、実施主体、対象者等を含む。）
- ④その他

(2) 地域協議会での協議

地域職業訓練実施計画に地域リスクリング推進事業を位置付ける場合は、地域協議会の協議を経る必要があることに留意し、都道府県労働局と連携して地域協議会の運営に当たること。

また、地域リスクリング推進事業に位置付けた事業の実績等については、定期的に地域協議会に報告することが望ましいこと。

(3) 地域職業訓練実施計画の変更について

地域職業訓練実施計画策定後に地域リスクリング推進事業に関する記載内容の変更が必要な場合には、地域協議会における協議を経て、地域職業訓練実施計画の変更を行うこと。変更した場合は、各都道府県労働局経由で、速やかに厚生労働省（計画指導係）まで報告の必要があること。

【本件に関する問い合わせ】

(地域協議会及び地域職業訓練実施計画に関すること)

厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室 計画指導係
(代 表) 03-5253-1111 (内線5393)

(地方財政措置に関すること)

総務省自治財政局調整課
(直 通) 03-5253-5618
(メール) chousei01@soumu.go.jp

■ 令和 5 年 1 月 23 日付け総務省自治財政局財政課事務連絡

「令和 5 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」 (抜粋)

(別 紙)

第 3 予算編成上の留意事項

第 1、第 2 を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

10 地域の人への投資 (リスクリング) の推進のため、次のとおり特別交付税措置を講ずることとしている。

- (1) 地域に必要な人材確保 (中小企業、農林水産、介護等) のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進、リスクリングの推進サポート等及び従業員の理解促進・リスクリング支援に要する経費について、地方公共団体が「地域職業訓練実施計画」 (「職業能力開発促進法」 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 15 条第 1 項の協議会で策定する計画) に基づき地方単独事業として実施する場合に、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

概要

【対象事業】地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、

- ①経営者等の意識改革・理解促進
- ②リスキリングの推進サポート等
- ③従業員（在職者）の理解促進・リスキリング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象（地方単独事業が対象であることから、運営費に国の交付金が交付されている職業能力開発校等が実施する事業を含め、国又は都道府県から補助金等が交付されている事業は対象外となります）

※ 事業の対象者を離職者等とする事業については、本地方財政措置の対象として想定していないこと

【事業期間】令和8年度まで

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

【対象事業例】

①経営者等の意識改革・理解促進

経営者向けセミナー開催、産学官のリスキリング協議会の設置・運営、経済団体等のリスキリング支援に関する理解促進等

②リスキリングの推進サポート等

専門家・アドバイザー派遣による企業のリスキリング計画策定支援、相談窓口によるワンストップ支援、地域の支援人材不足解消のためのリスキリング推進人材育成等

③従業員（在職者）の理解促進・リスキリング支援

従業員向けセミナー開催、従業員向け短期講座開催、資格試験経費助成等

（参考）地域職業能力開発促進協議会

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証、その他の職業能力の開発・向上の促進のための関係機関の取組の協議等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村

④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）

⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体） ⑧学識経験者

⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催